

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第25条を第26条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第21条中「、年齢及び性別」を「及び年齢」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第17条」を「第18条」に改め、同条第2項第8号中「主たる」を「施設を管理する」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項各号列記以外の部分中「清算人」の右に「(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人)」を加え、同項第1号中「又は第7条」を「、第7条又は第8条」に改め、同条第2項中「第3号様式」を「旅館業変更届・報告書」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「(第2号様式)」を削り、同条を第8条とする。

第6条中「(第2号様式)」を削り、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(事業譲渡による承継の承認の申請)

第6条 規則第1条の3第1項の規定による申請は、旅館業承継承認申請書(第2号様式)に同条第2項に規定する書類その他市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

第1号様式注以外の部分中「※」を削り、

「

氏名	電話
住所	

を

「

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
住所（法人にあつては、施設を管理する事務所の所在地）	電話

に、

「

	延べ面積	平方メートル
旅館業の譲受け	譲受けの有無	<input type="checkbox"/> 有（許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号） <input type="checkbox"/> 無
	変更の有無	<input type="checkbox"/> 有（規則第1条第1項 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号） <input type="checkbox"/> 無

を

「

	延べ面積	平方メートル
--	------	--------

に

改め、同様式注1及び3を削り、同注2を同注とする。

第2号様式中「第6条及び第7条関係」を「第6条、第7条及び第8条関係」に改め、同様式2注以外の部分中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式2を同様式3とし、同様式1注以外の部分中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式1を同様式2とし、同様式2の前に次の1様式を加える。

1 事業譲渡用

旅館業承継承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) <譲渡人>	申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) <譲渡人>
<譲受人>	年 月 日生 電話 —
	<譲受人>
	年 月 日生 電話 —

旅館業法第3条の2第1項の規定により旅館業の譲渡による承継の承認を申請します。	
営業の種類別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
営業施設	名称 電話 —
	所在地
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
欠格条項	該当者 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 業務を行う役員) <input type="checkbox"/> 無
	内容
譲渡の予定年月日	年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第3号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式注以外の部分中「管理者の住所(法人にあつては、主たる)」を「管理者の住所(法人にあつては、施設を管理する)」に改める。

第4号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

第5号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改め、同様式備考以外の部分中

管 理 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	を
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —	

管 理 者	住所（法人にあつては、施設を管理する事務所の所在地） 電話 —	に
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	

改める。

第6号様式中「第23条関係」を「第24条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に旅館業法第2条第1項に規定する旅館業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則第3条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条第4号中「規則」とあるのは、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第101号)第1条の規定による改正前の規則」とする。

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)